消防用設備点検等業務仕様書

1　業務名称　　　27‐千葉西住まいセンター消防用設備点検等業務

2　履行期間　　　平成27年４月１日から平成30年３月31日まで

3　業務の対象

　本業務の対象は、本業務の発注者が管理する賃貸住宅団地（当該賃貸住宅団地の敷地に附帯する工作物等を含む。以下「点検対象団地」という。）内に設置された消防用設備のうち、別表１－１－１、１－１－２〔点検対象団地一覧表（第１種消防設備）〕、別表１－２－１、１－２－２〔点検対象団地一覧表（第２種消防設備）〕に掲げる消防用設備（以下「点検対象物」という。）、別表１－３－１、１－３－２〔取替対象消火器一覧表〕に掲げる消火器（ブラケット含む。以下「消火器（共用部）」という。）及び別図１〔住宅用消火器取替対象住戸〕に示す住宅用消火器（以下消火器（共用部）及び住宅用消火器をあわせて「取替対象消火器」という。）とする。ただし、非常電源（自家用発電設備）は除くものとする。

4　業務の内容

業務の実施に当たり、適用を受ける法令等を遵守すること。

(1)　法定点検等業務

イ　点検対象団地の点検対象物について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の３の３、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）及びこれらに基づく告示等（以下「関係法令」という。）の規定に基づく点検（以下「法定点検」という。）を行う。

ロ　取替対象消火器については、発注者が支給する材料（以下「支給消火器等」という。）への取替及び廃棄を行う。

ハ　法定点検及び消火器取替（以下「法定点検等」という。）の結果を整理し、集計し、関係法令の規定に基づき記録する。

ニ　ハにより記録した法定点検等の結果を、発注者が指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出し、かつ、関係法令の規定に基づき所轄消防署に報告する。ただし、法定点検等の結果について所轄消防署への報告を必要としない場合には、これを担当職員に提出するのみとする。

(2)　機能維持業務

イ　法定点検により発見された不良箇所及び著しい損耗、劣化等部分について、事故等の発生を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置（消防法施行令第36条の２に規定する消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備に該当する内容を除く。）を行う。また、実施した内容を整理し、集計し、記録する。

ロ　法定点検により発見された点検対象物の不良箇所に関して、目視・触診等により原因の調査を行う。また、実施した内容を整理し、集計し、記録する。

ハ　法定点検により発見された点検対象物の損耗、劣化等に関して、目視・触診等によりその状況を把握し、分析を行う。また、実施した内容を整理し、集計し、記録する。

ニ　法定点検により発見された表示灯若しくは誘導灯ランプの球切れ又は非常用押ボタン若しくは消火栓のプロテクター又は消火器の安全ピン破損等に伴う取替えその他軽微な修繕を行う。また、実施した内容を整理し、集計し、記録する。

ホ　イ、ロ、ハ又はニに付随する業務（法定点検により発見された不良箇所についてその場で簡易に行える清掃、調整等及び法定点検により発見された点検対象物に係る保守管理上緊急の保全を要する事項についての担当職員への連絡を含む。）その他担当職員が指示する点検対象物の機能維持のための業務を行う。

ヘ　ホの清掃及び調整等の範囲は、次のとおりとする。

・　汚れ、つまり、付着等がある部品又は点検部の清掃
・　取付け不良、作動不良及びずれ等がある場合の調整
・　ボルト及びねじ等で緩みがある場合の増締め
・　接触部分及び可動部分等への注油
・　軽微な損傷がある部分の補修
・　塗装剥離部分への塗装（タッチペイント）
・　消防法施行規則第33条の２に規定する軽微な整備

ト　記録方法については、写真撮影による記録も行う。

(3)　負担の範囲

イ　業務に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、本業務の受注者の負担とする。

ロ　保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は受注者の負担とする。ただし、表示灯、誘導灯ランプの球切れ、非常用押ボタン、消火栓のプロテクター又は消火器の安全ピン等の材料費に要した費用は、担当職員との協議による。

ハ　はがき、印刷に係る費用及び６(1)ホに規定する点検はがき返信に要した費用は当初契約に含むものとする。ただし、６(1)ニに規定する点検はがき返信に要した費用は本業務の変更契約で処理（以下「変更処理」という。）を行うものとする。

ニ　６(1)ニに規定する居住者からの居住者からの点検依頼の申出により点検を実施した場合の費用は、変更処理を行うものとする。

ホ　応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、担当職員との協議による。

ヘ　本業務に起因する発生材の処理に要した費用は変更処理を行うものとする。ただし、６(3)イに規定するリサイクルシールに要する費用は除くものとする。

５　業務の実施等

(1)　業務担当者の配員

イ　受注者は、本業務の実施担当者（以下「業務担当者」という。）として、法定点検の点検対象区分（第１種消防設備及び第２種消防設備をいう。以下「点検対象区分」という。）に従い、別表２〔業務担当者区分表〕に掲げる資格を有する者（以下「点検資格者」という。）を適切に配員するものとし、資格者証の写しを担当職員に提出する。

ロ　受注者は、管理技術者を選任しておくものとする。なお、管理技術者は業務担当者を兼ねることができる。

ハ　ロにより選出された管理技術者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者を代表し、担当職員との打ち合わせ、業務担当者の指導・教育及び管理・統括を行うとともに、4「業務の内容」の結果を取りまとめ、担当職員へ「業務の報告等」に基づき報告を行うものとする。

(2)　点検班の構成

受注者は、(1)イにより配員した業務担当者を、原則として同一の点検対象区分を担当する複数

の業務担当者からなる点検班に編成し、業務を実施するものとし、点検班ごとに点検班長を選任するものとする。点検班長は、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、消防用設備点検の実務経験が 10 年以上の者であることとする。

⑶　点検班の構成の通知等

受注者は、⑵により編成した点検班について、各班を構成する業務担当者の氏名及び資格、点検班長の選任及びその分掌する範囲等を別紙様式１〔点検班配員構成表〕により担当職員に提出するものとする。人事異動及び資格の喪失等により、受注者が当該者を別の者に変更する等の場合も同様とする。

⑷　実施計画書の提出

受注者は、業務の実施にあたり、あらかじめ法定点検等作業の要領及び手順並びに別紙様式２－１〔法定点検等業務実施計画書（年間)〕による年間の業務の実施計画を策定し、担当職員に提出するものとする。また、毎月 20 日までに別紙様式２－２〔法定点検等業務実施計画書（月間)〕により翌月の業務の実施計画を策定し、担当職員に提出するものとする。

⑸　業務の実施時間

受注者は、業務の実施を、原則として、発注者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、緊急点検及び応急措置等を施す業務の実施時間についてはこの限りでない。

⑹　点検工具、備品等の携行

受注者は、業務の実施にあたり、法定点検等及び応急措置その他点検対象物の機能維持業務に必要な工具、備品等を常時携行するものとする。

⑺　服装等

イ　業務担当者は、業務に適した服装及び履物で業務を実施するものとする。

ロ　業務担当者は、名札（顔写真入り）をつけて業務を行うものとする。また、身分証明書も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

⑻　駐車場の利用

駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員の指示による。

⑼　給水施設への立ち入り

業務担当者は、法定点検等により、給水施設へ立ち入る場合は、給水施設維持管理業務受注者等との協議調整を行った上で実施するものとし、事前に水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条に規定する健康診断を受診し、適合の証明を給水施設の管理者等へ提出するとともに、点検計画等について協議を行い、許可を受けることとし、立ち入り後の報告を直ちに実施するものとする。

⑽　受変電設備室等への立ち入り

法定点検等により、電力会社の借室内へ立ち入る場合は、電力会社と協議調整を行った上で実施することとし、機構の自家用受変電設備室及び発電機室へ立ち入る場合は、電気主任技術者と協議調整を行ったうえで実施するものとする。

⑾　エレベータ機械室・昇降路への立ち入り

法定点検等により、エレベータ機械室・昇降路へ立ち入る場合は、エレベータ保守管理業務受注者等との協議調整を行った上で実施するものとする。

６　業務の実施方法等

⑴　法定点検等業務の実施方法

イ　受注者は、関係法令に定めるところに従い、法定点検等業務を行うものとする。

ロ　点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、点検資格者が行うものとする。

ハ　遠隔試験機能又は自動試験機能を有する自動火災報知設備が設置されている住戸内の機能点検は、外部試験器等により行うものとする。

ニ　共同住宅用スプリンクラー設備、遠隔試験機能又は自動試験機能を有する自動火災報知設備の法定点検のうち、住戸内の部分に係る外観上の項目については、居住者の自主点検とし、居住者への周知徹底を行い、点検結果をはがき（参考様式－１〔共同住宅用スプリンクラー設備の点検はがき〕又は参考様式－２〔遠隔試験機能又は自動試験機能を有する自動火災報知設備の点検はがき〕）により返送してもらうこととする。また、居住者からの点検依頼の申出があった場合は、速やかに点検を実施するものとする。

ホ　住戸内に立ち入る点検（以下、「住戸内点検」という。）は、１住戸２名以上で実施するものとする。不在等により実施できない住戸については、再度訪問する日時や連絡先等の周知文を投函し、当初を含めてそれぞれ別の日に３回以上実施し、訪問日は記録する。また、最終の訪問時に不在の場合、受注者は居住者に機器状態の確認を行う依頼文書を投函するものとし、その結果をはがき（参考様式－３〔感知器点検における不在住戸への確認はがき〕）により返送してもらうこととする。不在住戸については、すべての周知文の投函日付を住戸ごとに一覧表として記録し発注者に報告するものとする。この場合の点検未実施住戸に係る変更処理は行わないものとする。

ヘ　住戸内点検を実施した場合は、当該住戸の居住者に署名又は捺印をもらうものとする。この場合、１件１枚にする等記名時に当人以外の者へ個人情報が閲覧可能な状態とならないような方法とし、フルネームである必要が無い場合には苗字のみ等最小限の内容とすること。

ト　点検実施後には、前回の点検済証を必ずはがし、別紙-１〔点検済証の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置〕により、点検済証を貼付するものとする。点検済証は、社名、点検者名、点検年月日及び点検種別（機器点検・総合点検）を記入できるものとし、事前に担当職員に見本を提出するものとする。

チ　返信されたはがき、訪問日時及び居住者の署名捺印並びに住戸内点検の実施率について整理し、担当職員に求められた場合は、速やかに提出することとする。

リ　点検後、現地点検数量及び点検済証の貼付に漏れがないか確認するものとする。

⑵　機能維持のための調査等業務の実施方法

受注者は、目視、触診、聴診、計測その他の方法により調査等業務を行うものとする。

⑶　取替対象消火器の取替方法について

イ　取替対象消火器の取替方法については以下のとおりとする。

・支給消火器等の規格、能力、引渡場所及び引渡時期等は別紙-２による他、保全工事共通仕様書による。

・廃棄する取替対象消火器には、リサイクルシールを貼付し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理するものとする。なお、廃棄する取替対象消火器におけるリサイクルシール及び指定取引場所への運搬・保管等にかかる費用は受注者の負担とする。

・新設した消火器（共用部）及び住宅用消火器については消火器型式、製造番号、製造年等の発注者が指示する項目を記録し発注者に報告するものとする。

ロ　消火器（共用部）の取替方法については以下のとおりとする。

・消火器（共用部）の取替えは、各年度の１月から３月の期間に実施するものとする。

・消火器（共用部）の取替えに伴い生じるブラケット交換も本業務に含むものとする。ブラケットの取付は十分な強度を有するアンカー・ステンレス製ボルト等で強固に固定する。この場合、交換するブラケットについても発注者が支給する材料に交換すること。なお、対象となる消火器（共用部）、ブラケットの数量については別表１－３－１、１－３－２による。

ハ　住宅用消火器の取替方法については以下のとおりとする。

・住宅用消火器の取替えは、有効期限の満了前までの適切な時期に実施するものとする。

・対象となる住宅用消火器の数量については別図１による。

・取替に当たっては、業務の実施日等を記載した文書を作成し事前に掲示する他、各戸に配布する等の方法により入居者に対して業務の周知を図るとともに、入居者の理解と協力を得ること。

・住宅用消火器の取替時に、新旧取扱説明書の差替えを行い、居住者に対して、取扱説明書に記載されている使用方法及び注意事項を説明すること。

・不在等により実施できない住戸については、再度訪問する日時や連絡先等の周知文を投函し、当初を含めてそれぞれ別の日に３回以上実施する。訪問日は記録し、住宅用消火器の取替を実施した場合は、当該住戸の居住者に署名又は捺印をもらうものとする。この場合、１件１枚にする等記名時に当人以外の者へ個人情報が閲覧可能な状態とならないような方法とし、フルネームである必要が無い場合には苗字のみ等最小限の内容とすること。また、最終の訪問時に不在の場合、受注者は担当職員が指示する方法に従うものとする。

(4)　その他

イ　法定点検等に当たっては、居住者の協力が必要なことから、居住者との良好な関係を維持するために、別冊「保全工事マニュアル」に準じて居住者に対して配慮を行うとともに安全対策等にも十分な検討を行うものとする。

ロ　各諸室への立ち入りの際の鍵等の貸与について、受注者は団地管理を所掌している住まいセンターと調整を行い、別途定める「鍵借用書」により申請を行い承諾を得ることとする。

ハ　本業務に起因する発生材の処理については、保全工事共通仕様書（総則編）1.2.14 による。なお、本文中の監督員は担当職員に読み替えるものとする。

7　業務会議への出席

受注者は、業務の円滑な実施を図るために、発注者が開催する業務会議に、担当職員の指示に従い、管理技術者等を出席させるものとする。

8　居住者への周知等

受注者は、業務担当者が業務を実施するために点検対象団地内に立ち入る際は、別紙-３〔点検等業務における居住者対応〕に掲げる事項を遵守するよう指示しなければならない。

9　業務の報告等

(1)　法定点検等業務に関する報告等

イ　受注者は、4(1) ハによりとりまとめた業務の結果について、翌月 10 日までに、また、発注者が必要と認める場合にはその指示するところにより、別紙様式３〔点検業務実施報告書〕により担当職員に報告するものとする。なお、法定点検等の数量表と現地数量に相違がある場合は、その状況が確認できる資料と併せて報告する。また、消火器（共用部）及び住宅用消火器については、別途電子データにて発注者が提供する「消火器管理台帳」について適宜更新をし、担当職員の指示に従い更新したデータを半期毎に提出するものとする。

ロ　受注者は、４(1) ニにより法定点検等の結果を担当職員に提出し、かつ、別途実施する非常電源（自家用発電設備）等の点検結果と併せて所轄消防署に報告するものとする。この場合、受注者は、当該報告に先立ち担当職員の指示を受けるものとする。なお、法定点検等の結果について所轄消防署への報告を必要としない場合は、これを担当職員に提出するのみとする。

(2)　機能維持業務に関する報告等

イ　受注者は、４(2)イにより措置等した業務について、その都度ただちに別紙様式４〔応急措置等報告書〕により担当職員に報告し、その指示を受けるものとする。

ロ　受注者は、４(2)ロによりとりまとめた業務の結果について、翌月 10 日までに、また、発注者が必要と認める場合にはその指示するところにより、別紙様式５〔不良箇所内訳調査報告書〕により担当職員に報告するものとする。

ハ　受注者は、法定点検業務を実施した後、４(2)ハによる点検対象物の損耗、劣化等の状況の把握をもとに、点検対象物の機能維持及び保守管理上必要な事項を分析、整理し、速やかに別紙様式６〔損耗・劣化状況等分析報告書〕により担当職員に報告するものとする。

ニ　受注者は、４(2)ニにより行った業務について、翌月 10 日までにまた、発注者が必要と認める場合にはその指示するところにより、別紙様式７〔使用材料明細報告書〕により担当職員に報告するものとする。

ホ　受注者は、法定点検により点検対象物に係る保守管理上緊急の保全を要する事項を発見した場合は、ただちに担当職員に連絡するものとする。

(3)　報告の方法

イ　(1)及び(2)の報告書等は、Ａ版サイズとし、原則としてファイルに綴じて２部、履行期間最終年度は３部提出するものとする。また、報告書等のデータ（ファイル形式は担当職員の指示による。）をＣＤ等に保存し提出するものとする。

ロ　廃棄した取替対象消火器については、「処理証明書」（任意様式）を担当職員に提出するものとする。

ハ　消火器（共用部）及び住宅用消火器の取扱説明書３部を担当職員に提出すること。

10　特定事項に関する業務執行

受注者は、担当職員が法定点検等業務又は維持管理業務の結果等の一部について、点検対象団地の管理上必要とし、別紙様式８〔点検等業務報告指示書〕によりその必要とする報告内容及び期限を指定した場合には、実施計画書にかかわらずこれに協力するものとし、当該期限までに当該業務を完了させ、指示された点検結果その他事項を担当職員に報告するものとする。

11　緊急点検の実施

受注者は、災害発生等により、緊急に点検を要すると発注者が判断した場合は、発注者が指示する方法により点検を実施し、その結果を担当職員に報告するものとする。これに要する費用は、担当職員との協議による。

12　防災訓練等への協力

受注者は、担当職員から点検対象物の操作及び取扱方法、防災訓練や消防査察への協力依頼があった場合、これに協力するものとする。なお、これに要する費用は、担当職員との協議による。

13　業務の下請け等

業務請負契約書第４条第１項の規定により、第三者に委任又は請け負わせることのできないものは、管理技術者に係る業務とする。

14　契約終了に伴う業務引継ぎ

受注者は、契約の終了に当たっては、発注者の指定する新たな業務受注者への業務引継ぎを実施するものとする。業務引継ぎの終了後、発注者が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

15　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

(3)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

16　その他

(1) 請負代金の支払いについては、受注者は契約書に定めた部分払い請求のほか、各年度末を指定部分とした部分引き渡しをすることにより、部分引き渡しに係る請負代金を請求することができる。

(2) 当業務の履行に当たっては、独立行政法人都市再生機構の委託により団地管理業務を実施している株式会社ＵＲコミュニティが、原則として受注者との契約・支払事務手続き以外の一切の行為を行うものとする。

(3) この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議するものとする。

以　上

別紙－１

点検済証の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

<table>
<tr><th>消防用設備等の種類</th><th>表示位置</th></tr>
<tr><td>消火器</td><td>本体容器</td></tr>
<tr><td>屋内消火栓</td><td>加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー設備</td><td rowspan="3">加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の本体</td></tr>
<tr><td>共同住宅用スプリンクラー設備</td></tr>
<tr><td>水噴霧消火設備</td></tr>
<tr><td>泡消火設備</td><td>加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の操作部及び格納箱の前面</td></tr>
<tr><td>不活性ガス消火設備</td><td rowspan="3">制御盤の前面及び手動起動装置の操作部（移動式の場合は、赤色灯火の直近）</td></tr>
<tr><td>ハロゲン化物消火設備</td></tr>
<tr><td>粉末消火設備</td></tr>
<tr><td>屋外消火栓設備</td><td>加圧送水装置等の制御盤の制御盤の前面及び消火栓箱の前面</td></tr>
<tr><td>動力消火ポンプ設備</td><td>ポンプ銘板の直近</td></tr>
<tr><td>パッケージ型消火設備</td><td rowspan="2">格納箱の前面</td></tr>
<tr><td>パッケージ型自動消火設備</td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備</td><td>受信機の前面</td></tr>
<tr><td>共同住宅用自動火災報知設備</td><td rowspan="2">玄関部のパイプシャフト内又はメーターボックス扉内</td></tr>
<tr><td>住戸用自動火災報知設備</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ火災警報器</td><td>受信機の前面</td></tr>
<tr><td>非常警報器具及び設備</td><td rowspan="2">操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアンプ本体</td></tr>
<tr><td>共同住宅用非常警報設備</td></tr>
<tr><td>避難器具</td><td>格納箱又は本体</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>開閉器の直近</td></tr>
<tr><td>消防用水</td><td>標識又は採水口の直近</td></tr>
<tr><td>排煙設備</td><td>制御盤の前面</td></tr>
<tr><td>連結散水設備</td><td>送水口本体又は標識の直近</td></tr>
<tr><td>連結送水管</td><td>送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面</td></tr>
<tr><td>非常コンセント設備</td><td>開閉器の直近</td></tr>
<tr><td>総合操作盤</td><td>操作部の前面</td></tr>
</table>

※　同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済証が貼付される場合にあっては、代表できる部分に一箇所とすることができる。

別紙－２

消火器（共用部）及び住宅用消火器を支給材料とする場合の取扱いについて

消防用設備点検等業務仕様書第６項（３）の規定により、発注者が受注者に対し消火器等を支給する場合の取扱いは、同項トの規定による他、以下による。

①発注者が受注者へ消火器等を支給する場合、発注者は注文書（別紙様式９）等により、支給材の品名、数量、規格又は性能及び引渡し時期等を受注者へ通知する。
また、発注者が必要があると判断するときは支給材の品名、数量、規格又は性能及び引渡し時期等を変更することができる。
②支給材料の引渡し場所については、原則として受注者の事務所とする。なお、一度に引渡しを受ける数量は団地単位等まとまった数量とする。
③引渡し場所への支給材料の運搬は、発注者が別に定める支給材料納入者が行う。
④支給材料の引渡しが完了した際は、受注者は別紙様式９により「受取り完了確認」を行い、引渡しの日から７日以内に発注者へ提出する。なお、引渡し時に支給材の品名、数量、規格又は性能が発注者の定める仕様と異なる場合、又は支給材に損傷等の不具合があった場合には、受注者はその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
⑤支給材料の引渡しにあたっては、発注者は、受注者の受取り完了報告による書面検査を行うものとする。
⑥引渡し以降に発生する支給材料の保管や設置場所への運搬等に要する費用は、受注者の負担とする。
⑦支給材料の引渡し時に行った検査以降に確認された支給材料の損傷等の不具合については、すべて受注者の負担により発注者の指定した期間内に補修又は代品を納めることとする。ただし、作動不良等、引渡し時の検査において確認が困難な不具合については、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者と協議する。
⑧発注者は、受注者から④及び⑦の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材に代えて他の支給材の引き渡しを行う。

※業務フローは、別添－１を参照のこと。

以　上

別紙－３

点検等業務における居住者対応

① 点検等周知文（日時、点検内容等）の共用部分への事前掲示等及び住戸内点検等住宅への事前配布（記載内容、事前周知期間及び実施方法については、担当職員と協議の上、決定すること。）

② 問い合わせに対する説明の実施
・ 点検項目等の概要
・ 点検等実施期間
・ 住戸内点検等住宅の住戸内の片付け必要範囲
・ 実施日の変更要望の取扱い（複数日を提示する。）

③ 住戸内に立ち入りの際の居住者の承諾の取得（避難はしご等は、関係住戸同時に取得する。）

④ 受注者の業務従事者であることを表示する名札（顔写真入り）の着用並びに受注者の発行する身分証明書の所持及び発注者又は居住者等から指示を求められた場合の提示

⑤ 住戸内点検等における不在宅への再周知の実施

⑥ 音響装置については、必要最低限の鳴動とすること。

⑦ 居住者の日常生活に悪影響を及ぼさないこと。

⑧ 第三者への危険防止措置の実施

⑨ 給水管に設置している屋外消火栓に不要の震動を与え給水管に濁水が発生しないよう留意すること。

【参考様式-１】共同住宅用スプリンクラー設備の点検はがき

住宅用スプリンクラーの点検について

当機構の業務につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、共同住宅用スプリンクラー設備の点検につきましては、消防法第 17 条の３の３の規定により、〇月〇日に共用設備部分の点検を行い異常のないことを確認しました。また、住戸内に設置されているスプリンクラーヘッドにつきましては、外観上の点検をお客様にご協力頂いておりますので、誠に恐縮でございますが、次の質問にご回答頂けますようお願いいたします。

【スプリンクラーヘッドに関わる質問事項】

1. 器具に水漏れ、変形、損傷、腐食等が　（ある・ない）
2. 取り付け付近に障害物等が　（ある・ない）
3. 器具の取付具合が不安定なものが　（ある・ない）

※該当するものに〇印をつけてください。

団地　街区　号等　号室
氏　名
電　話

※お客様の個人情報は、点検の実施及び管理の目的以外に使用いたしません。

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
消防用設備点検業務受注者　〇〇〇〇〇
電話　000-000-0000

スプリンクラーは、熱により作動し、水を噴射して火災の延焼を抑えるもので、台所、居室等の天井に設置されています。

スプリンクラーヘッド部

【参考様式－２】遠隔試験機能又は自動試験機能を有する自動火災報知設備の点検はがき

火災感知器等の点検について

当機構の業務につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、火災感知器等の点検につきましては、消防法第 17 条の三の三の規定により、○月○日にお客様がお住まいの住戸内に設置してあります火災感知器等の機能上の点検を共用部に設置されている機器から試験機により行いましたが、異常はありませんでした。

また、火災感知器及び住宅情報盤の外観上の点検をお客様にご協力頂いておりまので、誠に恐縮ではございますが、次の質問事項にご回答頂けますよう、お願いいたします。

【火災感知器に関わる質問事項】

1　機器に変形、損傷、腐食等が　（ある・ない）
2　機器が脱落しているものが　（ある・ない）
3　機器の取付状態が不安定なものが　（ある・ない）

※　該当するものに○印をつけてください。

	団地	街区	号等	号室
氏　名				
電　話				

※お客様の個人情報は、点検の実施及び管理の目的以外に使用いたしません。

独立行政法人都市再生機構○○支社
消防用設備点検業務受注者　○○○○
電話 000-000-0000

火災感知器

住宅情報盤

火災感知器は、熱により動作し、火災の発生を知らせるもので、台所、居室、物入れ等の天井に設置されています。
住宅情報盤は、火災感知器が動作すると、警報音を発報します。

【参考様式－３】感知器点検における不在住戸への確認はがき

火災感知器の点検について

当機構の業務につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、火災感知器の点検につきましては、消防法第17条の三の三の規定により、○月○日、○月○日及び本日（○月○日）に火災感知器の点検に伺いましたが、ご不在のため、点検ができませんでした。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、次の質問事項にご回答頂けますよう、お願いいたします。

【火災感知器に関わる質問事項】

1　機器に変形、損傷、腐食等が　（ある・ない）
2　機器が脱落しているものが　（ある・ない）
3　機器の取付状態が不安定なものが　（ある・ない）

※　該当するものに○印をつけてください。

団地　街区　号等　号室
氏　名
電　話

※　お客様の個人情報は、点検の実施及び管理の目的以外に使用いたしません。

独立行政法人都市再生機構○○支社
消防用設備点検業務受注者　○○○○
電話 000-000-0000

火災感知器

感知器は、熱により動作し、火災の発生を知らせるもので、台所、居室、物入れ等の天井に設置されています。

第１種消防設備(住宅部分)

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第1種消防設備																													
	対象設備	屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水(採水口型)	連結散水設備	
		消火栓箱	加圧送水装置(一般)		加圧送水装置(ポンプなし)		テスト弁	ホース				送水口	放水口(ホースなし)	放水口(ホース付き)	加圧送水装置(一般)		補給水槽(ポンプなし)	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置(一般)			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器(耐圧性能)	機器	機器・総合	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器(耐圧性能)	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
高根台	1																				32	8										
習志野台	2																				8	1										
袖ヶ浦	3																				37	3										
習志野台(市)	4											3	15								20	3										
若松二丁目	5								7	1		4	20	4							13	2										
米本	6																				18	2										
浦安駅前	7											1	5					1														
金杉台	8								5	1											12	2										
高津	9																				14	3										
行田	10											22	152	18			12	22			16											
村上	11											32	226	30			27	30			194	32										
芝山	12								3	1		29	104	5			5	27			42	1										
浦安NC美浜西エステート	13											17	100	15			12	16			52	2										
習志野海浜秋津	14											3	6					3			17											
ハイタウン塩浜	15											12	92	33			5	12			72	3										
エステート市川大洲	16																				3	1										
ハイタウン塩浜第二	17											2	16	2			2	2			8	1										
谷津PT壱番街	18											6	47	3			3	3			27	3										
浦安 ME 海風の街	19	9		1			2					5	40	11			4	4			155	31										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

別表１－１－１
No.２／４

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第１種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備						連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置(一般)		加圧送水装置(ポンプなし)		テスト弁	ホース				送水口	放水口(ホースなし)	放水口(ホース付き)	加圧送水装置(一般)		補給水槽(ポンプなし)	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置(一般)		消防用水(採水口型)	送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器(耐圧性能)	機器	機器・総合	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器(耐圧性能)	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
谷津PT弐番街	20											2	16	8			1	1			26	5										
谷津PT参番街	21								3	1		9	71	11			6	6			443	53										
ゆりのき台ライフタワー	22											2	16	14			1	2			80											
大久保	23								1	1		6	37				5	4			218	1										
浦安ME21望海の街	24	54		4			2					10	80	37		2	10	10			467	2										
浦安ME21潮音の街	25	4		1			1					3	27	5			3	3			120	8										
コーポレート西船橋	26	9		1			1														15											
ゆりのき台パークシティ	27											13	92	12			8	13			418											
浦安ME21海園の街	28	12		2			3					11	88	13			11	11			322											
コンフォール浦安弁天	29																				114											
アルビス前原	30											11	76				1	11			371	7										
ヴェルディール市川南	31											5	38	12			4	4		16	295	11										
アミティ八千代	32											1	6				1	1			38											
アートヒル高根台	33											18	116				2	13			575	84										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

別表１－１－１
No.３／４

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団　地　名（防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	65本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
高根台	4				4																
習志野台	1				1																
袖ヶ浦	3				3																
習志野台(市)	3				3																
若松二丁目	2				2																
米本	2				2																
浦安駅前																					
金杉台	2				2																
高津	3				3																
行田																					
村上	18				18																
芝山	1				1																
浦安NC美浜西エステート	1				1																
習志野海浜秋津																					
ハイタウン塩浜	3				3																
エステート市川大洲	1				1																
ハイタウン塩浜第二	1				1																
谷津PT壱番街	2				2																
浦安 ME 海風の街	18				18																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

別表１－１－１
No.４／４

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団　地　名（防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	74本	本	本	本	本	本	本	6本	12本	本	本	本	本	本			
谷津PT弐番街	3				3																
谷津PT参番街	29				29																
ゆりのき台ライフタワー																					
大久保	1												1								
浦安ME21望海の街	2				1								1								
浦安ME21潮音の街	5				4								1								
コーポレート西船橋																					
ゆりのき台パークシティ																					
浦安ME21海園の街																					
コンフォール浦安弁天																					
アルビス前原	5				3								2								
ヴェルディール市川南	6				6																
アミティ八千代台																					
アートヒル高根台	46				28							6	12								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団地名(防火対象物単位)	区分	第1種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水(採水口型)	連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置(一般)		加圧送水装置(ポンプなし)		テスト弁	ホース	屋外消火栓設備			送水口	放水口(ホースなし)	放水口(ホース付き)	加圧送水装置(一般)		補給水槽(ポンプなし)	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置(一般)		消防用水(採水口型)	送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器(耐圧性能)	機器	機器・総合	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器(耐圧性能)	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
高根台	1																				32	11										
習志野台	2																				8	2										
袖ヶ浦	3																				37	4										
習志野台(市)	4											3	15								20	5										
若松二丁目	5								7	1		4	20	4							13	5										
米本	6																				18	4										
浦安駅前	7											1	5					1														
金杉台	8								5	1											12	4										
高津	9																				14	4										
行田	10											22	152	18			12	22			16	1										
村上	11											32	226	30			27	30			194	22										
芝山	12								3	1		29	104	5			5	27			42	2										
浦安NC美浜西エステート	13											17	100	15			12	16			52											
習志野海浜秋津	14											3	6					3			17	1										
ハイタウン塩浜	15											12	92	33			5	12			72	4										
エステート市川大洲	16																				3	2										
ハイタウン塩浜第二	17											2	16	2			2	2			8	3										
谷津PT壱番街	18											6	47	3			3	3			27	5										
浦安 ME 海風の街	19	9		1			2					5	40	11			4	4			155	37										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

別表１－１－１
No.２／４

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第１種消防設備																													
	対象設備	屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水（採水口型）	連結散水設備	
		消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
谷津PT弐番街	20											2	16	8			1	1			26											
谷津PT参番街	21								3	1		9	71	11			6	6			443	36										
ゆりのき台ライフタワー	22											2	16	14			1	2			80											
大久保	23								1	1		6	37				5	4			218	1										
浦安ME21望海の街	24	54		4			2					10	80	37		2	10	10			467	3										
浦安ME21潮音の街	25	4		1			1					3	27	5			3	3			120	4										
コーポレート西船橋	26	9		1			1														15											
ゆりのき台パークシティ	27											13	92	12			8	13			418											
浦安ME21海園の街	28	12		2			3					11	88	13			11	11			322	1										
コンフォール浦安弁天	29																				114											
アルビス前原	30											11	76				1	11			371	8										
ヴェルディール市川南	31											5	38	12			4	4			295											
アミティ八千代	32											1	6				1	1			38											
アートヒル高根台	33											18	116				2	13			575	49										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

別表１－１－１
№.３／４

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団　地　名（防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	74本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
高根台	7				7																
習志野台	4				4																
袖ヶ浦	2				2																
習志野台(市)	4				4																
若松二丁目	3				3																
米本	2				2																
浦安駅前																					
金杉台	2				2																
高津	4				4																
行田	1				1																
村上	12				12																
芝山	2				2																
浦安NC美浜西エステート																					
習志野海浜秋津	1				1																
ハイタウン塩浜	2				2																
エステート市川大洲	2				2																
ハイタウン塩浜第二	3				3																
谷津PT壱番街	3				3																
浦安 ME 海風の街	20				20																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団　地　名 （防火対象物単位）	サンプリング数	第　1　種　消　防　設　備																			
		消火器具放射能力試験実施数量																			
		粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	43本	本	本	本	本	本	本	3本	15本	本	本	本	本	本			
谷津PT弐番街																					
谷津PT参番街	20				20																
ゆりのき台ライフタワー																					
大久保	1												1								
浦安ME21望海の街	3				2								1								
浦安ME21潮音の街	3				2								1								
コーポレート西船橋																					
ゆりのき台パークシティ																					
浦安ME21海園の街	1												1								
コンフォール浦安弁天																					
アルビス前原	6				4								2								
ヴェルディール市川南																					
アミティ八千代																					
アートヒル高根台	27				15							3	9								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備（住宅部分）

別表１－１－１
No.１／４

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第１種消防設備																														
	対象設備	屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水（採水口型）	連結散水設備	
		消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
高根台	1																				32	8										
習志野台	2																				8	2										
袖ヶ浦	3																				37	4										
習志野台（市）	4											3	15								20	3										
若松二丁目	5								7	1		4	20	4							13	2										
米本	6																				18	2										
浦安駅前	7											1	5					1														
金杉台	8								5	1											12	2										
高津	9																				14	5										
行田	10											22	152	18			12	22			16	3										
村上	11											32	226	30			27	30			194	12										
芝山	12								3	1		29	104	5			5	27			42	3										
浦安NC美浜西エステート	13											17	100	15			12	16			52	2										
習志野海浜秋津	14											3	6					3			17											
ハイタウン塩浜	15											12	92	33			5	12			72	6										
エステート市川大洲	16																				3	1										
ハイタウン塩浜第二	17											2	16	2			2	2			8	1										
谷津PT壱番街	18											6	47	3			3	3			27	2										
浦安 ME 海風の街	19	9		1			2					5	40	11			4	4			155	24										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備（住宅部分）

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第1種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水（採水口型）	連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
谷津PT弐番街	20											2	16	8			1	1			26											
谷津PT参番街	21								3	1		9	71	11			6	6			443	31										
ゆりのき台ライフタワー	22											2	16	14			1	2			80	4										
大久保	23								1	1		6	37				5	4			218	1										
浦安ME21望海の街	24	54		4			2					10	80	37		2	10	10			467											
浦安ME21潮音の街	25	4		1			1					3	27	5			3	3			120											
コーポレート西船橋	26	9		1			1														15											
ゆりのき台パークシティ	27											13	92	12			8	13			418	1										
浦安ME21海園の街	28	12		2			3					11	88	13			11	11			322	1										
コンフォール浦安弁天	29																				114	1										
アルビス前原	30											11	76				1	11			371	6										
ヴェルディール市川南	31											5	38	12			4	4			295											
アミティ八千代	32											1	6				1	1			38											
アートヒル高根台	33											18	116				2	13			575	31										

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	第1種消防設備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	56本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
高根台	5				5																
習志野台	2				2																
袖ヶ浦	3				3																
習志野台(市)	3				3																
若松二丁目	1				1																
米本	1				1																
浦安駅前																					
金杉台	1				1																
高津	3				3																
行田	3				3																
村上	7				7																
芝山	3				3																
浦安NC美浜西エステート	2				2																
習志野海浜秋津																					
ハイタウン塩浜	4				4																
エステート市川大洲	1				1																
ハイタウン塩浜第二	1				1																
谷津PT壱番街	1				1																
浦安 ME 海風の街	15				15																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備(住宅部分)

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名 (防火対象物単位)	第1種消防設備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	34本	本	本	本	本	本	本	本	12本	本	本	本	本	本			
谷津PT弐番街																					
谷津PT参番街	18				18																
ゆりのき台ライフタワー	2				2																
大久保	1												1								
浦安ME21望海の街																					
浦安ME21潮音の街																					
コーポレート西船橋																					
ゆりのき台パークシティ	1				1																
浦安ME21海園の街	1												1								
コンフォール浦安弁天	1				1																
アルビス前原	5				4								1								
ヴェルディール市川南																					
アミティ八千代																					
アートヒル高根台	17				8								9								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

別表１－１－２

第１種消防設備（駐車場部分）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.１／２

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第1種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備						連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）		消防用水（採水口型）	送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
行田	1																				1	1										
浦安NC美浜西エステート	2																				14		14	3								
ハイタウン塩浜	3																				18	2	18	4								
谷津PT壱番街	4																				23	8	34	7								
谷津PT弐番街	5																						上記に含									
谷津PT参番街	6																						上記に含									
浦安 ME 海風の街	7																				2		2	1								
大久保	8																				13	2	13	3								
ゆりのき台パークシティ	9																				50	2	46	10								
浦安ME21海園の街	10																				10		10	2								
コンフォール浦安弁天	11																				5		5	1								
アルビス前原	12																				26		26	6								
ヴェルディール市川南	13																				33		33	7								
アミティ八千代台	14																				5											
アートヒル高根台	15																				43	3	47	10								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(駐車場部分)

別表１－１－２
No.２／２

点検対象団地一覧表

H27-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	第１種消防設備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	12本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
行田	1				1																
浦安NC美浜西エステート																					
ハイタウン塩浜	2				2																
谷津PT壱番街	4				4																
谷津PT弐番街																					
谷津PT参番街																					
浦安 ME 海風の街																					
大久保	1				1																
ゆりのき台パークシティ	2				2																
浦安ME21海園の街																					
コンフォール浦安弁天																					
アルビス前原																					
ヴェルディール市川南																					
アミティ八千代台																					
アートヒル高根台	2				2																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

第１種消防設備（駐車場部分）

No.１／２

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	区分	第1種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水（採水口型）	連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース	屋外消火栓設備			送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）		消防用水（採水口型）	送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	－	1	1	－	2	2	2	1	1	2	2	－	－	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
行田	1																				1											
浦安NC美浜西エステート	2																				14	4	14	3								
ハイタウン塩浜	3																				18	5	18	4								
谷津PT壱番街	4																				23	5	34	7								
谷津PT弐番街	5																						上記に含									
谷津PT参番街	6																						上記に含									
浦安 ME 海風の街	7																				2	1	2	1								
大久保	8																				13	2	13	3								
ゆりのき台パークシティ	9																				50	7	46	10								
浦安ME21海園の街	10																				10	2	10	2								
コンフォール浦安弁天	11																				5	1	5	1								
アルビス前原	12																				26	4	26	6								
ヴェルディール市川南	13																				33	5	33	7								
アミティ八千代台	14																				5											
アートヒル高根台	15																				43	7	47	10								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

別表１－１－２
No.２／２

第１種消防設備(駐車場部分)

点検対象団地一覧表

H28-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	サンプリング数	第1種消防設備																			
		消火器具放射能力試験実施数量																			
		粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	29本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
行田																					
浦安NC美浜西エステート	2				2																
ハイタウン塩浜	4				4																
谷津PT壱番街	3				3																
谷津PT弐番街																					
谷津PT参番街																					
浦安 ME 海風の街	1				1																
大久保	2				2																
ゆりのき台パークシティ	5				5																
浦安ME21海園の街	2				2																
コンフォール浦安弁天	1				1																
アルビス前原	2				2																
ヴェルディール市川南	3				3																
アミティ八千代台																					
アートヒル高根台	4				4																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

別表１－１－２
No.１／２

第１種消防設備(駐車場部分)

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名(防火対象物単位)	区分	第1種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水(採水口型)	連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置(一般)		加圧送水装置(ポンプなし)		テスト弁	ホース				送水口	放水口(ホースなし)	放水口(ホース付き)	加圧送水装置(一般)		補給水槽(ポンプなし)	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置(一般)			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器(耐圧性能)	機器	機器・総合	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器(耐圧性能)	機器(耐圧性能)	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	回数／年	2	1	1	1	1	2	−	1	1	−	2	2	2	1	1	2	2	−	−	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
行田	1																				1											
浦安NC美浜西エステート	2																				14	4	14	3								
ハイタウン塩浜	3																				18	2	18	4								
谷津PT壱番街	4																				23		34	7								
谷津PT弐番街	5																						上記に含									
谷津PT参番街	6																						上記に含									
浦安 ME 海風の街	7																				2	1	2	1								
大久保	8																				13	6	13	3								
ゆりのき台パークシティ	9																				50	10	46	10								
浦安ME21海園の街	10																				10	2	10	2								
コンフォール浦安弁天	11																				5	1	5	1								
アルビス前原	12																				26	4	26	6								
ヴェルディール市川南	13																				33	4	33	7								
アミティ八千代台	14																				5											
アートヒル高根台	15																				43	4	47	10								

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、建物ごとの機器リスト、数量及び設置場所等をまとめた消防用設備台帳を提供する。

第１種消防設備(駐車場部分)

別表１－１－２
No.２／２

点検対象団地一覧表

H29-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	第1種消防設備																				
	消火器具放射能力試験実施数量																				
	サンプリング数	粉末消火器										強化液消火器									
		加圧式						蓄圧式													
		4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L			
		本	本	本	25本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本			
行田																					
浦安NC美浜西エステート	2				2																
ハイタウン塩浜	2				2																
谷津PT壱番街																					
谷津PT弐番街																					
谷津PT参番街																					
浦安 ME 海風の街	1				1																
大久保	4				4																
ゆりのき台パークシティ	6				6																
浦安ME21海園の街	2				2																
コンフォール浦安弁天	1				1																
アルビス前原	2				2																
ヴェルディール市川南	2				2																
アミティ八千代台																					
アートヒル高根台	3				3																

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、消火器ロットごとの対象リスト（消火器台帳）を提供する。

点検対象団地一覧表

第2種消防設備（住宅部分）
【平成27～29年度（単年度分）】
【ただし、「コーポレート西船橋」は平成29年度下期は対象としない。】
千葉西住まいセンター

団地コード	団地名（防火対象物単位）	対象戸数	区分	第２種消防設備																																																																													
				非常用警報器具及び設備																				非難器具				非常コンセント設備				自動火災報知設備										自動火災報知設備																										ガス漏れ火災警報設備				排煙設備						高優賃			
			対象設備	表示灯		非常ベル		起動装置（発信機）		操作装置（受信機）		複合装置（総合盤）		アンプ（増幅器）		スピーカー		非常電話		誘導標識		誘導灯		非難梯子（固定収納式）		非難梯子（固定非収納式）		表示灯		非常コンセント		受信機（P型1級）		受信機（P型2級）		受信機（P型3級）		受信機（R型）		住戸用自火報（戸外表示器含）		副受信機（表示機含）		K型火災警報機		K型火災表示器		差動式補償式スポット感知器		定温スポット感知器		煙感知器		発信機		音響装置		表示灯（第1種設備含）		消火栓起動用リレー装置		予備電源		中継器		遠隔試験機能付（感知器・戸外表示器含）		受信機		検知機		排煙機		煙感知器		閉鎖装置		住戸用自火報（戸外表示器含）		定温スポット感知器	
			点検方法	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）
			回数／年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			単位	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	戸	戸	個	個	個	個	個	個	式	式	個	個	個	個	個	個
083	高根台		3棟									3	3									16	16	2	2							1	1															81	81	32	32	11	11	6	6	8	8	6	6															2	2	2	2				
151	習志野台		2棟									1	1									1	1																																																							80	80	80	80
155	袖ヶ浦	54	4棟									14	14									1	1	8	8																																																					71	71	71	71
184	若松二丁目	295	3棟									1	1									2	2																																			24	24																			15	15	15	15
195	米本		2棟									1	1									6	6											1	1																	2	2	12	12	2	2	2	2	2	2																			202	202	202	202
210	浦安駅前	119	1棟																																																							5	5																						
211	金杉台		1棟																																																																											44	44	44	44
221	高津		2棟									1	1									10	10											1	1													17	17	4	4	2	2	1	1	3	3	1	1																			196	196	196	196
268	行田	1,480	16棟	360	360	360	360	360	360			2	2									41	41					18	18	18	18																													152	152																			61	61	61	61
273	村上	2,315	30棟	98	98	98	98	98	98	5	5	1	1							629	629	90	90					30	30	30	30	5	5	1	1													8	8	263	263	31	31	11	11	12	12	237	237																			57	57	57	57
283	芝山	1,645	29棟	560	560	560	560	560	560	27	27	2	2							234	234	19	19					5	5	5	5																													104	104																			91	91	91	91
312	浦安NC美浜西エステート	900	13棟	10	10	10	10	10	10	1	1	1	1							503	503	45	45					15	15	15	15							11	11											390	390	22	22	127	127	311	311	332	332																			26	26	26	26
328	習志野海浜秋津	276	6棟	37	37	48	48	37	37	13	13	1	1																																															6	6																			17	17	17	17
336	ハイタウン塩浜	1,291	9棟	59	59	74	74	59	59	3	3									666	666	151	151	2	2			33	33	33	33			1	1			7	7							233	233	8	8	697	697	27	27	122	122	415	415	226	226																						
368	エステート市川大洲	50	2棟	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1									1	1																																																												
376	ハイタウン塩浜第二	88	2棟																	100	100	8	8					2	2	2	2							2	2											64	64	4	4	20	20	54	54	39	39																						
397	谷津PT　壱番街	443	4棟	72	72	129	129	72	72	3	3											4	4	2	2			3	3	3	3	2	2													27	27					2	2			7	7	47	47							27	27														
418	浦安ME21　フォーラム海風の街	387	5棟	69	69	78	78	69	69	5	5	1	1							146	146	41	41	103	103			6	6	14	14	3	3															79	79	417	417	25	25	20	20	20	20	55	55	2	2																				
423	谷津パークタウン　弐番街	175	1棟	20	20	36	36	21	21	1	1													5	5			8	8	8	8	1	1													46	46					1	1			8	8	24	24							46	46														
425	行田第2	39	1棟	10	10	10	10	10	10	1	1																																																																								
430	谷津パークタウン　参番街	824	8棟	125	125	178	178	125	125	6	6											1	1	65	65			6	6	12	12	2	2	3	3													133	133	390	390	5	5	16	16	23	23	88	88																						
494	八千代ゆりのき台　ライフタワー	185	2棟	10	10	10	10	10	10	2	2							24	24	25	25	150	150	9	9					15	15							1	1	145	145							1,360	1,360	523	523	136	136	25	25	25	25	34	34			2	2					1	1	23	23										
497	大久保	392	7棟	18	18	27	27	18	18	1	1									8	8	1	1	81	81											393	393											1,364	1,364	395	395							37	37																						
512	浦安ME21　望海の街	850	11棟	120	120	112	112	120	120	9	9	1	1	2	2	251	251	36	36	263	263	79	79	125	125			37	37	37	37	3	3					2	2	549	549							1,512	1,512	1,445	1,445	279	279	57	57	78	78	120	120	4	4							2	2	53	53										
513	浦安ME21　潮音の街	200	4棟	20	20	40	40	20	20	2	2	1	1									12	12	63	63			5	5	5	5	2	2			23	23													148	148	4	4	15	15	16	16	42	42	1	1																				
573	コーポレート西船橋　※	33	1棟																					6	6							1	1															175	175	93	93	2	2	9	9	13	13	9	9	1	1																				
581	八千代ゆりのき台　パークシティ	776	14棟	38	38	45	45	38	38	3	3											4	4	154	154			18	18	18	18	10	10	2	2	43	43											74	74	387	387	24	24	124	124	174	174	215	215			10	10			583	583														
583	浦安ME21　海園の街	500	11棟																	78	78	12	12	203	203			5	5	10	10	10	10	1	1					455	455							2,058	2,058	534	534	27	27	34	34	163	163	116	116	2	2	1	1			45	45														
584	コンフォール浦安弁天	199	10棟	83	83	83	83	83	83	10	10													60	60																																																												
588	アルビス前原	759	13棟	10	10	15	15	10	10	1	1	2	2							12	12			98	98							11	11															58	58	21	21	25	25	142	142	270	270	150	150			1	1			711	711														
591	ヴェルディール市川南	506	4棟																			27	27	53	53			12	12	12	12	4	4															26	26			55	55	18	18	102	102	61	61			4	4			510	510														
594	アミティ八千代台	65	2棟			1	1					6	6											11	11							1	1															11	11	5	5	5	5	9	9	13	13	15	15							42	42														
595	アートヒル高根台	1114	23棟									1	1									6	6	237	237							22	22															88	88	19	19	89	89	268	268	331	331	268	268			16	16			1114	1114														
	33団地	15,960	246棟	1,725	1,725	1,920	1,920	1,726	1,726	99	99	41	41	2	2	251	251	60	60	2,664	2,664	728	728	1,287	1,287			203	203	237	237	78	78	10	10	459	459	23	23	1,149	1,149					306	306	7,052	7,052	5,829	5,829	788	788	1,026	1,026	2,048	2,048	2,415	2,415	10	10	34	34			3,078	3,078	3	3	76	76			2	2	2	2	860	860	860	860

点検対象団地一覧表

第2種消防設備（駐車場部分）
【平成27～29年度（単年度分）】

千葉西住まいセンター

第２種消防設備

団地コード	団地名（防火対象物単位）	区分	非常用警報器具及び設備																誘導標識		誘導灯		非難器具				非常コンセント設備			
		対象設備	表示灯		非常ベル		起動装置（発信機）		操作装置（受信機）		複合装置（総合盤）		アンプ（増幅器）		スピーカー		非常電話		誘導標識		誘導灯		非難梯子（固定収納式）		非難梯子（固定非収納式）		表示灯		非常コンセント	
		点検方法	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）
312	浦安ニューシティ美浜西エステート	1棟																												
336	ハイタウン塩浜	2棟																												
418	浦安マリナイースト21フォーラム海風の街	1棟																			1	1								
430	谷津パークタウン参番街	3棟																			6	6								
581	八千代ゆりのき台パークシティ	3棟																												
583	浦安マリナイースト21海園の街	1棟																												
588	アルビス前原	2棟																												
591	ヴェルディール市川南	1棟																												
595	アートヒル高根台	4棟																												
	9団地	18棟																			7	7								

団地コード	団地名（防火対象物単位）	区分	自動火災報知設備										自動火災報知設備																	
		対象設備	受信機（P型1級）		受信機（P型2級）		受信機（P型3級）		受信機（R型）		住戸用自火報（戸外表示器含）		副受信機（表示機含）		K型火災警報機		K型火災表示器		差動式補償式スポット感知器		定温スポット感知器		煙感知器		発信機		音響装置		表示灯（第1種設備含）	
		点検方法	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）
312	浦安ニューシティ美浜西エステート	1棟			1	1															63	63			6	6	6	6	6	6
336	ハイタウン塩浜	2棟			2	2															71	71			5	5	5	5	5	5
418	浦安マリナイースト21フォーラム海風の街	1棟			1	1															30	30			1	1	1	1	1	1
430	谷津パークタウン参番街	3棟			3	3													1	1	93	93			7	7	9	9	7	7
581	八千代ゆりのき台パークシティ	3棟			3	3													1	1	106	106			6	6	6	6	6	6
583	浦安マリナイースト21海園の街	1棟			1	1															40	40			3	3	3	3	3	3
588	アルビス前原	2棟			2	2													46	46					4	4	4	4	4	4
591	ヴェルディール市川南	1棟	1	1															48	48	91	91			10	10	12	12	10	10
595	アートヒル高根台	4棟			5	5													269	269					13	13	14	14	13	13
	9団地	18棟	1	1	18	18													365	365	494	494			55	55	60	60	55	55

団地コード	団地名（防火対象物単位）	区分	自動火災報知設備										ガス漏れ火災警報設備				排煙設備						高優賃			
		対象設備	消火栓起動用リレー装置		予備電源		中継器		遠隔試験機能付自火報設備（感知器・戸外表示器含）				受信機		検知機		排煙機		煙感知器		閉鎖装置		住戸用自火報（戸外表示器含）		定温スポット感知器	
		点検方法	機器（上期）	機器（下期）	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）	機器	機器・総合	機器（上期）	機器（下期）
312	浦安ニューシティ美浜西エステート	1棟																						
336	ハイタウン塩浜	2棟																						
418	浦安マリナイースト21フォーラム海風の街	1棟																						
430	谷津パークタウン参番街	3棟																						
581	八千代ゆりのき台パークシティ	3棟																						
583	浦安マリナイースト21海園の街	1棟																						
588	アルビス前原	2棟																						
591	ヴェルディール市川南	1棟																						
595	アートヒル高根台	4棟			1	1																		
	9団地	18棟			1	1																		

取替対象消火器一覧表（住宅部分）

H27-千葉西住まいセンター

団　地　名 （防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																	
	取替対象消火器数量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4 型	5 型	6 型	10 型	20 型	50 型	4 型	6 型	10 型	20 型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	263 本	本	本	本	本	本	本	本	52 本	本	本	本	本	本	16 個
村上				1														
浦安NC美浜西エステート				10														10
ハイタウン塩浜				2														
浦安 ME 海風の街				13														2
谷津PT弐番街				26														
谷津PT参番街				99														
大久保				1														
浦安ME21海園の街				1														
アルビス前原				3								2						4
ヴェルディール市川南				55														
アートヒル高根台				52														
												50						

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

別表１－３－１

取替対象消火器一覧表（住宅部分）

H28-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	第1種消防設備																	
	取替対象消火器数量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	69本	本	本	本	本	本	本	本	31本	本	本	本	本	本	個
村上				50														
谷津PT参番街				1														
浦安ME21望海の街				2								3						
浦安ME21潮音の街				16								4						
ゆりのき台パークシティ												1						
アートヒル高根台												23						

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

別表１－３－１

取替対象消火器一覧表（住宅部分）

H29-千葉西住まいセンター

団地名（防火対象物単位）	第1種消防設備																	
	取替対象消火器数量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	219本	本	本	本	本	本	本	本	16本	本	本	本	本	本	4個
高根台				7														
習志野台				5														1
袖ヶ浦				8														
習志野台（市）				6														
若松二丁目				8														
米本				10														
金杉台				10														
高津				3														
行田				2														
村上				8														
芝山				4														
習志野海浜秋津				1														
ハイタウン塩浜				8														
エステート市川大洲				3														
ハイタウン塩浜第二				4														
谷津PT壱番街				11														1
浦安 ME 海風の街				77														2
谷津PT参番街				27														
浦安ME21望海の街				1								3						
ゆりのき台パークシティ				1														
アルビス前原				15								13						

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

別表１－３－２

取替対象消火器一覧表（駐車場部分）

H27-千葉西住まいセンター

団　地　名 （防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																	
	取替対象消火器数量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4型	5型	6型	10型	20型	50型	4型	6型	10型	20型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	15本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	個
ハイタウン塩浜				4														
谷津PT壱番街				1														
アートヒル高根台				10														

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

取替対象消火器一覧表（駐車場部分）

H28-千葉西住まいセンター

団　地　名 （防火対象物単位）	第　1　種　消　防　設　備																	
	取 替 対 象 消 火 器 数 量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4 型	5 型	6 型	10 型	20 型	50 型	4 型	6 型	10 型	20 型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	20 本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	個
行田				1														
ハイタウン塩浜				1														
谷津PT壱番街				18														

※　数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

別表１－３－２

取替対象消火器一覧表（駐車場部分）

H29-千葉西住まいセンター

団 地 名（防火対象物単位）	第 1 種 消 防 設 備																	
	取替対象消火器数量																	
	粉末消火器										強化液消火器							ブラケット
	加圧式						蓄圧式											
	4 型	5 型	6 型	10 型	20 型	50 型	4 型	6 型	10 型	20 型	2.0L	3.0L	3.5L	4.0L	6.0L	8.0L	10L	
	本	本	本	27 本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	個
ハイタウン塩浜				6														
浦安 ME 海風の街				2														
ゆりのき台パークシティ				3														
アートヒル高根台				16														

※ 数量は、団地ごとに集計した数量を示す。受注者には、取替対象消火器の対象リスト（消火器管理台帳（取替対象一覧））を提供する。

別図１

住宅用消火器取替対象住戸

※本業務は住宅用消火器取替対象住戸なし（平成 27・28・29 年度）

取替対象数量一覧表（参考例）

団地名	管理開始年度	管理戸数	取替個数	設置年	取替予定年度
対象なし					

案内・配置図

立面図・住棟構成図

都市再生機構表示シール

別表２

業　務　担　当　者　区　分　表

点検対象区分	資　　　　　　　格
第１種消防設備	消防法第１７条の３の３に規定する資格を有する者
第２種消防設備	消防法第１７条の３の３に規定する資格を有する者

別紙様式１

　　支社
支社長　　　　　　　　殿

受注者
住　所
氏　名

点検班配員構成表

平成　年　月　日

班	（号車）	点検対象区分	氏　名	資　　格	備　考
					（例）点検班長 実務経験年数 （担当地域） ①　⑥
					（例） 平成　年　月着任

※資格者証（写）を添付すること。

備考欄：その他の資格

凡例

①建築設備検査資格者　②特殊建築物調査資格者　③建築物環境衛生管理技術者

④自家用発電設備専門技術者　⑤危険物取扱者　⑥電気主任技術者

別紙様式２－１

No.２／２

法定点検等業務実施計画書（年間）

消火器取替　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　年度

団　地　名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備　考

別紙様式２－２

No.1／3

住まいセンター

<table>
<tr><td>業　務　区　分</td><td rowspan="2">法 定 点 検 等 業 務
実 施 計 画 書
（　月）</td><td>所　長</td><td>課　長</td><td>係　長</td><td>担　当</td></tr>
<tr><td>第　種消防設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実　施　時　期</td><td>平成　年　月　日から平成　年　月　日まで</td><td>業務会議
日時場所</td><td colspan="3">平成　年　月　日
住まいセンター</td></tr>
</table>

独立行政法人都市再生機構　　　　支社

支 社 長　　　　　　　　　殿

別添のとおり、平成　年　月の消防用設備点検業務及び消火器取替を別紙日程表のとおり実施することとしたので実施計画書を提出します。

受 注 者

平成　年度　月分

法 定 点 検 等 業 務 実 施 日 程 表

別紙様式２－２

No.2／3

（　　　住まいセンター）

第　種消防設備　　班（　号車）

団地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

備考	

平成　年度　月分

法定点検等業務実施日程表

別紙様式２－２

No.３／３

（　　　住まいセンター）

消火器取替

団地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
備　　考																															

別紙様式 3

No.1／7

住まいセンター

<table>
<tr><td>業 務 区 分</td><td rowspan="2">点 検 等業 務実 施 報 告 書
（ 月）</td><td>所 長</td><td>課 長</td><td>係 長</td><td>担 当</td></tr>
<tr><td>第 種消防設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実 施 時 期</td><td>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</td><td>業務会議
日時場所</td><td colspan="3">平成 年 月 日
住まいセンター</td></tr>
</table>

独立行政法人都市再生機構 支社 平成 年 月 日

支 社 長 殿

別添のとおり、平成 年 月の消防用設備点検等業務を別紙報告書のとおり実施しましたので報告します。

受 注 者

管理技術者氏名

（注）実施計画を変更した場合は、業務指示内容等打合わせ記録を添付すること。

第１種消防設備（住宅部分）

別紙様式３
No.2／7

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　　年　　月　　日

団地名（防火対象物単位）	区分	第１種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備						連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）		消防用水（採水口型）	送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
	11																															
	12																															
	13																															
	14																															
	15																															
	16																															
	17																															

凡例　不良個所数量／点検数量

（注）同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

第１種消防設備（駐車場部分）

別紙様式３
No.３／７

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　年　月　日

団地名（防火対象物単位）	区分	第１種消防設備																														
		屋内消火栓							屋外消火栓設備			連結送水管設備									消火器具		移動式粉末消火設備		共同住宅用スプリンクラー設備					消防用水（採水口型）	連結散水設備	
	対象設備	消火栓箱	加圧送水装置（一般）		加圧送水装置（ポンプなし）		テスト弁	ホース				送水口	放水口（ホースなし）	放水口（ホース付き）	加圧送水装置（一般）		補給水槽（ポンプなし）	テスト弁	配管	ホース	全量	サンプリング数	全量	サンプリング数	送水口	スプリンクラーヘッド	自動警報装置	加圧送水装置（一般）			送水口	散水ヘッド
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器（耐圧性能）	機器	機器・総合	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器（耐圧性能）	機器（耐圧性能）	機器	機器	機器	総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器
	単位	個	個	個	個	個	個	本	個	個	箇所	個	個	個	個	個	槽	個	箇所	本	本	本	本	本	個	戸	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
	11																															
	12																															
	13																															
	14																															
	15																															
	16																															
	17																															

凡例　不良個所数量／点検数量

（注）同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

第2種消防設備(住宅部分)

別紙様式3
No.4／7

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　年　月　日

団地名(防火対象物単位)	区分	第2種消防設備																																					
		非常用警報器具及び設備															誘導標識	誘導灯			避難器具						非常コンセント設備				自動火災報知設備									
	対象設備	表示灯	非常ベル		起動装置(発信機)		操作装置(受信機)		複合装置(総合盤)		アンプ(増幅器)		スピーカー		非常電話		誘導標識	誘導灯			避難梯子(固定収納式)		避難梯子(固定非収納式)				表示灯	非常コンセント			受信機(P型1級)		受信機(P型2級)		受信機(P型3級)		受信機(R型)		住戸用自火報(戸外表示器含)	
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器			機器	機器・総合	機器	機器・総合			機器	機器			機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合
	単位	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個			個	個	個	個			個	個			個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	1																																							
	2																																							
	3																																							
	4																																							
	5																																							
	6																																							
	7																																							
	8																																							
	9																																							
	10																																							
	11																																							
	12																																							
	13																																							
	14																																							
	15																																							
	16																																							
	17																																							

凡例　不良個所数量／点検数量

(注)同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

第2種消防設備（住宅部分）

別紙様式3
No.5／7

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　　年　　月　　日

団地名（防火対象物単位）	区分	第2種消防設備																																							
		自動火災報知設備																													ガス漏れ火災警報設備					排煙設備				操作盤（総合操作盤）	
	対象設備	副受信機（表示機含）								K型火災表示機				スポット感知器差動式補償式				感知器定温スポット	煙感知器		発信機	音響装置		表示灯	リレー装置消火栓起動用	予備電源	中継器		遠隔試験機能付自火報設備（感知器・戸外表示器含む）		受信機		検知機			排煙機	煙感知器		閉鎖装置		
	点検方法	機器	機器・総合					機器	機器・総合	機器	機器・総合			機器				機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合		機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器・総合
	単位	個	個					個	個	個	個			個				個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	戸	戸	個	個	個	個		式	個	個	個	式	式
	No	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
	1																																								
	2																																								
	3																																								
	4																																								
	5																																								
	6																																								
	7																																								
	8																																								
	9																																								
	10																																								
	11																																								
	12																																								
	13																																								
	14																																								
	15																																								
	16																																								
	17																																								

凡例　不良個所数量／点検数量

（注）同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

別紙様式3
No.6／7

第2種消防設備（駐車場部分）

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　　年　　月　　日

団地名（防火対象物単位）	区分	第2種消防設備																																						
		非常用警報器具及び設備																		避難器具						非常コンセント設備				自動火災報知設備									
	対象設備	表示灯	非常ベル		起動装置（発信機）		操作装置（受信機）		複合装置（総合盤）		アンプ（増幅器）		スピーカー		非常電話		誘導標識	誘導灯			避難梯子（固定収納式）		避難梯子（固定非収納式）				表示灯	非常コンセント			受信機（P型1級）		受信機（P型2級）		受信機（P型3級）		受信機（R型）		住戸用自火報（戸外表示器含）	
	点検方法	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器			機器	機器・総合	機器	機器・総合			機器	機器			機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合
	単位	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個			個	個	個	個			個	個			個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	1																																							
	2																																							
	3																																							
	4																																							
	5																																							
	6																																							
	7																																							
	8																																							
	9																																							
	10																																							
	11																																							
	12																																							
	13																																							
	14																																							
	15																																							
	16																																							
	17																																							

凡例　不良個所数量／点検数量

（注）同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

第2種消防設備（駐車場部分）

別紙様式３
No.7／7

点検業務実施報告書

住まいセンター　　　　平成　　年　　月　　日

団地名（防火対象物単位）	区分	第2種消防設備																																							
		自動火災報知設備																												ガス漏れ火災警報設備					排煙設備				操作盤（総合操作盤）	
	対象設備	副受信機（表示機含）								K型火災表示機				スポット感知器差動式補償式				感知器定温スポット	煙感知器		発信機	音響装置		表示灯	リレー装置消火栓起動用	予備電源	中継器		自火報設備遠隔試験機能付（感知器・戸外表示器含む）		受信機		検知機			排煙機	煙感知器		閉鎖装置		
	点検方法	機器	機器・総合					機器	機器・総合	機器	機器・総合			機器				機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合	機器	機器・総合		機器	機器	機器・総合	機器	機器	機器・総合
	単位	個	個					個	個	個	個			個				個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	戸	戸	個	個	個	個		式	個	個	個	式	式
	No	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
	1																																								
	2																																								
	3																																								
	4																																								
	5																																								
	6																																								
	7																																								
	8																																								
	9																																								
	10																																								
	11																																								
	12																																								
	13																																								
	14																																								
	15																																								
	16																																								
	17																																								

凡　例　（不良個所数量／点検数量）

（注）同一団地が複数月に渡る場合は、完了した段階で集計したものを提出する。

別紙様式４

No.１／２

住まいセンター所長 殿

平成　　年　　月分

応急措置等報告書

処置者名：

発生年月日	平成　　年　　月　　日
防火対象物	団地　　　　号棟
消防設備	
設置場所	階　　　　号室

不良内容	
原因	
処置内容	
説明図	

※不良箇所及び処置方法が判断できる写真を添付すること。

別紙様式４

No.２／２

損耗状況記入票

損　耗　状　況
内容
1.
2.
3.

別紙様式５

不 良 箇 所 内 訳 調 査 報 告 書

第　種消防設備　　班（　　号車）

団　地　名	号　棟	設 備 名 称	設 置 箇 所	不　良　内　容	写真№.	措　置　等

別紙様式６

住まいセンター所長 殿

損耗・劣化状況等分析報告書

第　種消防設備　　　　　　　　　　　　　　管理技術者氏名

団　地　名 箇　　　所	
損耗・劣化等 の現状	
前回の点検時 の状況	
分 析 結 果 等	

（注）　現状を撮影した写真等を添付すること。

　　保守管理上の改善策や修繕方法等について記載する。

別紙様式７

住まいセンター所長 殿

使 用 材 料 明 細 報 告 書

第　種消防設備　班（第　号車）　月分　　　　管理技術者氏名

団　　地	使用材料	数量	単 価	金　額	備　　考

（注）　使用材料が確認できる写真等を添付すること。

別紙様式８

点検等業務報告指示書

受注者　　　　　　　　　殿

独立行政法人都市再生機構

平成　　年度消防用設備点検等業務のうち、次の内容について平成　　年　　月　　日までに報告するよう指示する。

１　報告内容

２　報告様式

３　その他

別紙様式９

■ 注 文 書

平成　　年　　月　　日

※　平成27年〇〇月〇〇日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

発注者名

住所

氏名

担当　　　　　　　　　　　TEL

資材名称	規格等	数量（本または個）	設置対象団地	備考
消火器	ＡＢＣ粉末　１０型蓄圧式			
ブラケット（バンド式）	ＡＢＣ粉末　１０型蓄圧式用			
住宅用消火器	粉末			
合計				

納品場所等	①	住所 名称		納品日	
	②	住所 名称		納品日	

納品に関する問い合わせ窓口

業者名

住所

氏名

担当　　　　　　　　　　　TEL

■ 受取り完了確認

受取り完了欄	納品（受取り）場所	受け取り日	受取り者

※受取り者（消防用設備点検等業務受注者）にて記入

■ 業務フロー

下記フローにおいて、消火器とは住宅用消火器を含む。

※1：西埼玉管内は西埼玉住宅管理センター。

団地情報 （住宅部分）（千葉西住まいセンター）

団地名	管理開始年度	所在地	次回定期報告年月
高根台	S36~S38	船橋市高根台三丁目他	平成 28 年度
習志野台	S41	船橋市習志野台三丁目他	平成 28 年度
袖ヶ浦	S42~H5	習志野市袖ｹ浦二丁目他	平成 28 年度
習志野台（市）	S42	船橋市習志野台三丁目 2	平成 28 年度
若松二丁目	S44	船橋市若松二丁目	平成 28 年度
米本	S45~S46	八千代市米本 1359	平成 28 年度
浦安駅前	S45	浦安市北栄一丁目 10-20	平成 28 年度
金杉台	S46	船橋市金杉台一丁目他	平成 28 年度
高津	S47~S63	八千代市高津 832-1 他	平成 28 年度
行田	S50~S56	船橋市行田二丁目 2 他	平成 28 年度
村上	S51~S56	八千代市村上 1113-1	平成 28 年度
芝山	S51~S54	船橋市芝山 1 他	平成 28 年度
浦安ニューシティ美浜西エステート	S53~S55	浦安市美浜二丁目	平成 28 年度
ハイタウン塩浜	S55~S60	市川市塩浜四丁目 3 他	平成 28 年度
エステート市川大洲	S59	市川市大洲三丁目 16-13	平成 28 年度
ハイタウン塩浜第二	S59	市川市塩浜四丁目.3 他	平成 28 年度
谷津パークタウン壱番街	S61~S62	習志野市谷津 3-1	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１フォーラム 海風の街	S62~H1	浦安市日の出一丁目 3	平成 28 年度
谷津パークタウン弐番街	S63	習志野市谷津 3-1	平成 28 年度
行田第二	S63	船橋市行田町三丁目 2-16	平成 28 年度
谷津パークタウン参番街	S63~H2	習志野市谷津 3-1	平成 28 年度
八千代ゆりのき台 ライフタワー	H5~H13	八千代市ゆりのき台四丁目 5-2 他	平成 28 年度

団地情報（住宅部分）（千葉西住まいセンター）

団地名	管理開始年度	所在地	次回定期報告年月
大久保	H5~H9	習志野市本大久保二丁目４	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１望海の街	H6~H10	浦安市明海四丁目２	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１潮音の街	H6	浦安市高洲六丁目１	平成 28 年度
コーポレート西船橋	H9	船橋市二子町 520	平成 28 年度
八千代ゆりのき台パークシティ	H9~H14	八千代市ゆりのき台三丁目 7-1	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１海園の街	H10~H14	浦安市有海三丁目２	平成 28 年度
コンフォール浦安弁天	H10	浦安市弁天一丁目 21	平成 28 年度
アルビス前原	H11~H19	船橋市前原西六丁目１	平成 28 年度
ヴェルディール市川南	H13~H17	市川市市川南二丁目６	平成 28 年度
アミティ八千代台	H15	八千代市八千代台西六丁目２	平成 28 年度
アートヒル高根台	H16~H25	船橋市高根台１丁目１他	平成 28 年度

団地情報（駐車場部分）（千葉西住まいセンター）

団地名	管理開始年度	所在地	次回定期報告年月
浦安ニューシティ美浜西エステート	S53~S55	浦安市美浜二丁目	平成 28 年度
ハイタウン塩浜	S55~S60	市川市塩浜四丁目３他	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１フォーラム海風の街	S62~H1	浦安市日の出一丁目３	平成 28 年度
谷津パークタウン参番街	S63~H2	習志野市谷津 3-1	平成 28 年度
八千代ゆりのき台パークシティ	H9~H14	八千代市ゆりのき台三丁目 7-1	平成 28 年度
浦安マリナイースト２１海園の街	H10~H14	浦安市有海三丁目２	平成 28 年度
アルビス前原	H11~H19	船橋市前原西六丁目１	平成 28 年度
ヴェルディール市川南	H13~H17	市川市市川南二丁目６	平成 28 年度
アートヒル高根台	H16~H25	船橋市高根台１丁目１他	平成 28 年度

保全工事マニュアル

安心で安全で、快適な住環境を創出するために

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

関東地域住宅経営部　電気保全チーム

はじめに

都市機構の保全工事とは、既存賃貸住宅ストックの機能を良好に保持し、また、その機能の向上を図り、安全で安心で、より快適な住みやすい住まいとするため、住宅や設備などの各部の修繕や改良、団地の住環境の整備などを行うものです。

保全工事は、新規工事と異なり、多くの方々が日常の生活を過ごしている中で行うこととなりますので、お住まいになっている方々の理解と協力がなければ、工事をスムーズに進めることができません。また、団地には、お年寄りや小さな子供たち、いろいろな職業にたずさわっている方、受験を控えている学生さん、そして健康状態など、さまざまな人々がお住まいになっていますので、工事にあたっては、細心の気配りと注意を欠かすことができません。

団地にお住まいになっている方々は、保全工事を発注する都市機構にとっても、それを監理・施工する工事関係者の皆様にとっても大切なお客様です。

したがって、工事を円滑に行うためには、お客様の安全性の確保、日常生活への配慮、工事内容の事前の周知、作業時間の徹底、工事に伴う騒音、振動、粉塵などの防止対策、工事関係車両の交通安全、工事機械や資材の搬入・搬出・管理、工事場所の整理整頓、作業を行う人の身だしなみや言動など、さまざまなことに対する十分な留意が極めて大切となります。

ちょっとした言動や態度、そして心配りの足らなさが、お客様に不快感・不信感・不安感などをもたらすこととなります。定められた「ルール」を厳守し、あたりまえの「マナー」を適切に実践し、常にお客様の身になった気配りに心がけることにより、お客様からの安心感、信頼感、満足感がいただけるものと信じます。

お客様からのお叱りや苦情への対応、工事災害の未然防止、万が一の場合の迅速な対応、工事の品質の確保などを確実に行うためには、発注者、元請け業者の方、下請け業者の方、現場での作業を担当する方、監督する方などの工事関係者それぞれが持つべき役割の認識と、相互の理解と協力が不可欠です。

この「保全工事マニュアル」は、保全工事にあたっての注意すべき事項やお客様との接し方などについて、工事関係者の皆様に参考にしていただくため、まとめたものです。

お客様の立場に立ち、円滑かつ品質の高い保全工事を推進するため、より一層の創意工夫を、工事関係者の方々にお願い致します。

最後に、**ほうれんそう**（報告・連絡・相談）と**オアシス**（おはようございます。ありがとうございます。しつれいします。すみません。）を忘れずに！！

平成２６年６月

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　関東地域住宅経営部　電気保全チーム

目　次

工事中
CONSTRUCTION
A HEAD

Ⅰ　一般事項

1　心構え、身だしなみについて

団地では、多くの家族が集まって共同生活を行っています。快適な生活を営むためには、お互いにルールやマナーを守ることが極めて大切です。

保全工事が、このルールやマナーを壊すことがないように、細心の注意と最大の努力を払い、お客様からの理解と協力を得られるよう心がけましょう。

(1) 心構え

保全工事は、多くの人々が日常の生活をしている中での工事であることから、お住まい方々の理解と協力をいただき、工事が円滑に進むよう着工前、工事中、完成後のそれぞれの段階で、お客様の方々や自治会などとのコミュニケーションを大切にしましょう。

作業態度、言動、清掃の不徹底などに対する不信感、不快感などが積み重なって、結果として工事騒音などに対する苦情に発展する場合が多く見受けられます。

保全工事が、大切な社会的資産である既存賃貸住宅ストックを良好に維持管理するために重要なものであることを工事監督員、現場代理人、作業員などの工事関係者それぞれが十分に自覚し、秩序正しく工事が円滑に進むように努めましょう。

(2) 身だしなみ

① 服装は、汚れていたり、ボタンがとれていたり綻んだままでは、不潔感や悪い印象を与えることとなるので、清潔な服装や所定の作業服をきちんと着るようにしましょう。暑いからといって、裸になったり、下着姿になったりすることは絶対にやめましょう。

② はきものは、必ず作業靴、安全靴にしましょう。サンダルなどは不快感を与え、作業上も危険なのでやめましょう。また、室内にあがるときは、靴下の汚れや破れは目立つので、清潔なものにしましょう。

③ 所定の名札、腕章を付け、身分を明らかにし、明るい態度・やわらかな物腰に努め、さわやかな印象を与えるようにしましょう。また、身分証明書、名刺は、常に携帯しいつでも提示できるよう心がけましょう。

(3) 言葉づかい

お客様方との会話は、言葉づかいに気をつけて親切丁寧行いましょう。

また、女性の方や小さな子供に必要以上に話しかけたり乱暴、卑わいな言葉を使って誤解されることのないように注意しましょう。

⑷ 体 調

お客様のお住まいに訪問したり、作業を行うときは、体調を整えて臨みましょう。二日酔いや寝不足などで体調をくずしての訪問は、お客様に対して大変失礼であり、作業上も大変危険なので注意しましょう。

2 お客様への配慮について

⑴ 団地内や建物共用部での配慮

① 階段、廊下、アプローチなどの共用部分でお客様とすれ違う際には、道具や資材が邪魔にならないよう、立ち止まってお客様の通行を優先し、軽い会釈を行いましょう。

② エレベーターを使用する場合、乗る方が多いときは先に譲りましょう。また、同乗する場合は、道具や資材が邪魔にならないようにまとめ、一言挨拶するなど気をくばりましょう。

③ 共用部分において調査や工事などを行っている場合、近くをお客様が通行する際は、作業を一時中止するなどの処置を講じ、必要に応じて「ご迷惑をおかけします。」などの声をかけるように心がけましょう。

④ 私語を慎み、工事に必要な会話や携帯電話の使用に際しては大声になることのないよう心がけるとともに、荒々しい態度や言葉づかいに注意しましょう。

⑵ お客様などに対する応答について

お客様などからの、質疑に対しては、工事監督員、現場代理人などの責任者が対応するようにしましょう。また、応答は場当たり的な対応とならないように努め、明朗な態度で、わかり易い説明に心がけましょう。

約束などをした場合には必ずそれを守り、万一内容などに変更が生じた時には、速やかに相手側と連絡をとり、調整を行い理解を得ましょう。

なお、お客様などからの質問や説明を求められた場合には、その応答内容等を記録し、必要に応じて機構の担当者へ速やかに、提出すること。

⑶ 訪問にあたって

お客様の住宅へ訪問したときは、ブザーは１回だけ鳴らし、それで応えがなかったら２０～３０秒待って再度鳴らすようにしましょう。長く押し続けたり、たて続けに何度も鳴らすことは厳禁。

玄関先での挨拶は、はっきり、さわやかな挨拶を心がけましょう。また、玄関に入ったら、お客様に不安を与えないように鍵はかけないこと。

Ⅱ 事前調査・情報収集等

団地の立地状況・特性、お住まいになっている方々の情報、過去における苦情やトラブルの種類と原因、ライフラインの埋設状況、同時に進められている他

の工事の情報などについて事前に把握しておくことは、お客様への対応や円滑な工事の推進に大きく役立ちます。

着工に先立ち、あらかじめ機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから、これらの情報をできるだけ多く収集し、事前に必要な対策を講ずることも大切です。

1 事前調査・情報収集について

⑴　お年寄りや健康状態が思わしくない方、夜間勤務に携わっている方、受験勉強に取り組んでいる方などの情報によっては、工事計画が大きく左右されることがあります。自治会の役員の方や機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから情報を収集しましょう。

⑵　団地内には、子供の遊び場、店舗など人がたくさん集まる場所や通学路などがあります。工事車両の進入ルートなどを決める場合には、必ず必要な情報です。それらの位置の確認や自治会、学校、幼稚園などとの情報交換も非常に大切です。

⑶　団地内には、給水管、ガス管、汚水管、各種のケーブルなどが縦横に埋設されています。工事により、断水やガス漏れ、停電などの事故を未然に防ぐため、屋外で工事を行う場合には、これらが埋設されている位置の確認は欠かせません。

　また、住戸内の工事においても、壁や床に配線・配管類が隠されていますので、事前のチェックが必要です。

2 自治会との連携について

多くの団地には、お客様で組織している自治会があります。

自治会は、お客様や団地に関する多くの情報を持っています。また、自治会報等を通してお客様へいろいろな情報を発信しています。

保全工事を円滑かつ効率的に実施するためには,これらの情報収集と情報発信が極めて大切であり、自治会との良好な連帯を保ち、理解と協力を得ることが不可欠といえます。

お客様や団地に関する情報の収集、お客様への工事に関する周知、仮設事務所・トイレ、工事用駐車場・資材置場等の設置位置の相談など、自治会との連携を積極的に図りましょう。

3 連絡調整会議の開催について

団地内や建物内では、他の工事も同時に行われていることがよくあります。

一度にいろいろな工事が行われると騒音や振動が大きくなったり、工事の時間が長くなったり、お客様に迷惑や不便をかける原因になります。

他の工事の情報を確認し、それぞれの工事発注担当者、現場代理人等による連

絡調整会議を随時行い、工事内容や作業時間などの調整を行いましょう。

Ⅲ お客様への周知

保全工事は、騒音、振動、粉塵、臭気などが発生するため、お客様の日常生活に大きな影響を与えることがあります。

あらかじめ、工事の内容スケジュールなどについて十分な周知を行い、お客様の工事に対する理解と協力を得るよう誠意を持って努め、円滑な工事の進行を図ること。

1 工事の事前周知の徹底について（工事周知文等の掲示等）

⑴ 工事の内容等をお客様に周知するため、あらかじめ、工事周知文を指定された掲示板等に掲示するとともに、必要に応じて関係住戸に配布すること。また、緊急時措置フロー（別紙１）及び緊急連絡体制（別紙２）並びに施工体制図を作成し、緊急時連絡体制・施工体制図を団地掲示板等に掲示すること。

⑵ 工事周知文には、現場代理人の連絡先及び氏名を必ず明示すること。

⑶ 騒音・振動・粉塵・臭気の伴う工事については、工事の種類、発生期間、時間、頻度などを明示する。なお、必要に応じて関係する住戸には、直接訪問し説明すること。

⑷ 断水や停電等が伴う工事については、影響のある住戸には、事前に連絡すること。

⑸ 住戸内での工事の場合、お客様に立ち会って頂くため、訪問の日時の連絡・確認はしっかりと行うこと。

なお、約束によりお客様の住戸に訪問した際、留守だった場合には、訪問した旨の挨拶状を投函し、速やかに連絡すること。

⑹ 住戸内の工事周知文には、「外出の際には、必ず施錠の確認をお願いします。」の旨を、必ず明示すること。

⑺ お客様に周知した現場事務所等の連絡先が、外出等で不在時になった場合に対応するため、当該連絡先には留守番電話を設置、若しくは電話の転送等の処置をすること。

2 工事周知文の管理について

⑴ 工事周知文（ビラ）は、指定された掲示板の見やすい位置に掲示すること。また、文字は大きくお年寄りにも見やすくすること。

⑵ 掲示板は時折確認して、破れたり、剥がれたり、イタズラ書きされている場合や掲示の内容に変更・追加などがある場合には、速やかに新しいものに貼りかえること。

また、不必要となった工事周知文は、速やかに撤去すること。

⑶ 工事が完了した場合には、工事周知文を掲示板から確実に撤去すること。

⑷ ビラは、エレベーターかご内、三方枠には、貼らないこと。

⑸ ビラは、承認期間の記入された管理主任の確認印を押されたものを貼ること。

4 工事着工の連絡について

工事の着工に先立ち、あらかじめ関係者に工事内容等を説明し、理解と協力を要請すること。

⑴ 工事の着工について、事前に住宅管理センター・管理サービス事務所・管理主任・管理連絡員に連絡すること。
⑵ 自治会があれば、自治会に工事着工の内容などについて説明し、この際、自治会から出た要望などについては、持ち帰り、発注担当者等と協議し、速やかに回答すること。
⑶ 近隣に、診療所、小学校、保育園、幼稚園、商店などがある場合には、住宅管理センターと協議のうえ、必要に応じて個別の説明を行うこと。

Ⅳ 工事監理

工事が着工したら、先ずは、お客様の安全確保を第一に考えましょう。
また、工事車両の進行や資材・機材の搬入などについては、日常生活を妨げないように細心の注意を払いましょう。
ここでは、工事に当たっての留意事項についてまとめていますが、特に工事騒音・振動対策についてよく内容を理解、把握して作業を行なって下さい。

1 工事中の留意事項について

(1) 作業態度

① 不快感や不信感を与えないよう、きちんとした服装を整えるよう指導しましょう。特に、サンダル履き、靴の踵つぶし、サングラスなどは、お客様に悪い印象を与えるため禁止します。
また、作業員の着替え場所を指定して、お客様の眼にふれる場所での着替えは禁止です。
さらに、現場代理人等工事関係者には、腕章、名札などをきちんと身につけるように指導すること。

② 作業中の私語はできるだけ慎み、言葉づかいに注意し、お客様、機構、工事請負業者などの悪口や噂話をしないように指導すること。
また、携帯電話の使用にあたっては、大声、横暴な言葉に注意すること。
その他、ラジオ等の音量についても十分に気をつけるように指導すること。

③ 階段・廊下・通路の通行、エレベーターの乗降りは、お客様を最優先とし、

軽く会釈することに心がけること。また、作業中に近くをお客様が通行する場合は、作業の手を一時止め、「ご迷惑をかけております。」と挨拶をするように指導すること。

④ 共用部分、屋外で作業にあたっては、工事機械・工具・残材などの整理整頓に心がけ、通行人の安全を最優先とした安全な歩行者路を確保すること。

⑤ 工事関係車両の駐停車時においては、環境問題や騒音問題に配慮し、エンジンをかけっぱなしにすることがないよう注意すること。特に、作業員などが住棟近くの車内で休憩する場合、真夏・真冬時におけるエアコンの使用については、十分に注意すること。

⑥ 休憩時間などの悪ふざけ、真夏時の半裸姿など、お客様に不快な印象を与えないよう指導すること。

⑦ 作業員がお客様、自治会などから質問や説明などを求められた場合は、言葉づかいに気をつけて、相手方の言い分を聞いた上で、直接回答を行なうことを避け、後程責任者から回答させる旨の応答をさせることとし、相手方の連絡先を聞き、報告するように指導すること。

(2) 食事・トイレなど

① 作業員などが団地内で食事をとる場合、住棟前のアプローチなど通行人が頻繁に通る場所を避けるよう指導すること。また、休憩中、大声での会話や携帯電話の使用、ラジオやオーディオの音量に気を付けるように指導すること。

② 作業員などが飲食する場合、ゴミ袋を用意させるなど、ペットボトル・缶・袋などは必ず持ち帰るように指導を徹底すること。

③ 作業員などのトイレは、仮設トイレを準備するなど、お客様の住戸及び屋外では行わないよう指導を徹底すること。

④ 住戸内及び住棟内は禁煙。屋外においては、仮設の喫煙所以外は喫煙しないよう十分指導すること。また、吸い殻の投げ捨てや火の消し忘れにも十分注意すること。

2 安全対策について

(1) お客様に対する安全管理

① 居住中の団地内では、予期せぬ怪我や事故が発生する恐れがあります。特に、子供やお年寄りには細心の注意を払う必要があります。
例えば、工事車両の徐行運転や停車中の安全対策、階段、廊下、エレベーターなどでの荷物の運搬は短時間に済ませる等。

② 使用した共用部分は速やかに清掃・後片付けを行ない自転車などを移動させた場合は元の位置へ戻し、事故防止に努めること。

③ 施工中は建物やお客様の個人財産（家具、衣類、植木類）に損害を与えないように注意すること。

例えば、バルコニーや窓廻りでの作業の場合、誤って物や塵を落とさないよう注意するとともに、事前に必ず養生を行ってから作業を実施する等。

④ 共用部分での作業中は、資材や工具を置いたまま、作業員が休憩・食事等で現場を離れないようにすること。

（1） 作業員に対する安全衛生管理

工事施工に当っては「建設業法」、「労働安全衛生法」などを遵守し、作業員の労働災害防止に努めること。

例えば，住戸内で接着剤や塗料を使用するときは、窓を開放するなど十分換気をする等。

（3） 緊急時の対応

万が一、事故・災害が発生した場合、現場に居合わせた工事関係者が誰であっても、緊急措置をとれるように、請負者は、工事責任者を含む施工体系図及び緊急連絡体制並びに緊急時措置フロー図を整備し、バックアップ体制を確立するものとするとともに、その内容を団地掲示板等に掲示すること。

なお、万が一災害が起きた場合は速やかに関係部署に報告すると同時に報告書を作成し提出すること。

また、緊急連絡体制及び緊急時措置フロー図については、工事着工前に機構の発注担当者に提出すること。

３ 工事関係車輌について

工事車輌には所定のステッカーをフロントガラス面に表示し、駐停車中は、車のエンジンを停止すること。

(1) 工事車輌の運行上の注意

団地内には、小さな子供が遊んでいることが多く、また、いろいろな人が通行しています。交通事故の未然防止のため、団地内における工事車輌の走行は最徐行とする。特に、車両前後の人の有無、急発進やバック走行には十分注意すること。

また、団地内への奇抜な改造車などの乗り入れは、厳禁とする。

(2) 工事車輌の駐停車中の注意

① 現場代理人は、工事車輌の駐車場所については、管理主任などと協議し、指定すること。指定された場所以外の駐車は、絶対に行わないよう指導すること。なお、路上駐車、芝生や歩道への乗り上げは、お客様などの通行及び他の車の走行に支障をきたすので、厳禁とする。

② 資材や機材の積み下ろし等の作業中に、お客様などが通行しようとする時

は作業を中断して、通行を阻害しないよう指導すること。
また、資材の積み下ろし等の作業が終わったら、速やかに指定場所へ工事車両を移動させ、長く停車させないよう指導すること。

４ 資材・機材の搬入・搬出について

(1) 団地内通路等の使用

資材・機材の搬入・搬出に当りアプローチ、階段、エレベーター、廊下などの利用に際いては、お客様などを優先し、日常生活に支障のないようにすること。

また、エレベーター使用時は、エレベーター専用養生マットを使用し、搬入・搬出後は、速やかに撤去し、清掃すること

(2) 資材・機材の積み下ろし

資材・機材の積み下ろし作業中は、車輌周辺に安全柵などで安全対策を施し、事故防止に努めること。

また、通路や玄関前には荷物を置かないこと。

(3) 資材・機材などの仮置き

団地内に資材倉庫などを設け仮置きする場合は、事前に管理主任と協議し、指定された場所に設置すること。設置に際しては事故防止のための仮囲い、安全柵、門扉の施錠、暴風対策などの安全対策を十分考慮すること。

５ 施工管理について

(1) 施工体制の把握

① 工事請負者は、工事着工届と同時に現場代理人届、監理技術者届、専門技術者届を機構の担当者に提出する。

② この際、監理技術者については、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者であることの確認を受けること。

⑤ 工事請負者及びその現場代理人は、工事を安全かつ円滑に完成させるために、施工管理体制を確立の上、工事着手前に施工体制台帳、下請契約書、再下請通知書及び施工体系図を発注担当者に提出し、確認を受けること。

⑥ なお、施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。

⑦ 現場代理人及び監督員は、建設業許可を受けた標識、建設業退職金共済制度適用事業主である旨を明示する標識及び労災保険関係の掲示項目が公衆の見やすい場所に掲示されているか確認すること。

⑧ 現場代理人は、工程管理、品質管理及び検査を含め、重点監理項目に従って、社内チェックシートなどを用いて施工管理を行うこと。

⑨ また、監督員は、その結果報告を受け必要に応じて、立会い及び確認を行

うこと。

⑵ 工程管理

① 監督員は、設計図書及び請負者の施工計画書に基づき、安全かつ無理なく所定の工期に完成するように工事全体の流れを把握すること。

② 現場代理人は、実施工程表を作成し、作業項目毎に進捗状況を確認し、監督員に適宜、報告すること。

③ 現場代理人及び監督員は、定期的に会議を持ち工事進捗状況等を確認し、設計変更や工期延期が必要な場合は、早めに発注担当者と協議すること。

⑶ 品質管理

① 監督員は、施工品質を確保するために、「特記仕様書」、「現場説明書」、保全工事共通仕様書」、「機材の品質判定基準」などに沿って各種工事、各段階毎に確認すること。
　また、現場代理人及び工事作業員に施工内容を周知徹底すること。

② 監督員は、主要材料などの確認を現場搬入前に、その材料が設計図書などに適合しているかどうかＪＩＳマーク表示などで確認すること。なお、立会い確認ができない場合は使用材料報告書、品質証明書、出荷証明書、写真などにより確認すること。

③ 現場代理人は社内チェックシートにより各工種工程毎に施工状況を確認し、監督員に適宜報告すること。

⑷ 検 査

検査は、検査員が設計図書に基づき、工事が履行されているか確認するが、保全工事では、全ての工程段階での確認は困難なため、監督員が、各工事毎に工事チェックシートにより、現場代理人と協力して確認すること。

完成検査時には、その工事チェックシートと工事写真などを準備し、検査に立ち会うこと。

６ 工事騒音・振動などの対策について

保全工事は、多くのお客様が生活している中での工事のため、騒音、振動、臭気・粉塵・断水・停電などを伴う工事については、お客様の生活に影響があるため、特に十分な配慮を行うこと。
また、事前に周知するなど、お客様の理解と協力が得られるように努めること。

（1） 騒音・振動

騒音や振動は、主にコンクリートのはつり、アンカー打ち、道路等の舗装材の撤去、コンクリート工作物の解体等の工事において発生するので、機械や工具は、低騒音•低振動の機種を使用することや作業時間の設定に注意すること。

また、住戸内の作業では窓を締めて行い、必要に応じ防音シートなどを使用し騒音の音量を下げるように十分配慮すること。

⑵ 臭 気

臭気は、主に塗料・接着剤・防水材等に含まれる溶剤が原因なので、資材の取り扱い、作業時間帯、作業時の風向きなどに注意すること。

なお、作業中はもとより溶剤が揮発中は換気に十分配慮し、必要に応じ換気設備を使用すること

⑶ 粉 塵

屋外でのはつり、解体作業は、風向きや散水などの飛散防止に十分配慮すること。

また、住戸内での作業については、粉塵対策として作業員は防塵マスクなどを着用し定期的に窓を開けて、換気すること。ただし、窓を開けている間は、作業を中断すること。

(4) 断水・停電

断水・停電を伴う作業は、極力短時間で済む様に工事計画を組むこと。

7 工事終了時の留意事項について

(1) 清掃、後片付け、搬出

①共用灯修繕工事等で発生したゴミは、常時袋などに入れ、清掃された状況で次の工程に入るように指導すること。

②既設共用灯等発生残材を場外に処分する場合は、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」などを遵守して実施すること。請負者が産業廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託契約書どおり廃棄物が処理されているかを確認すること。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による、分別解体及び再資源化により廃棄物の発生抑制に努めること。

③ 発生残材は住戸バルコニー、廊下、階段の踊場から投げ捨てないように 指導すること。階下に下ろす時は、階段、エレベーターを利用するように指導するとともに、団地内のゴミ置場には、絶対投棄しないように指導すること。

④ 使用材料や発生残材は廊下や階段への仮置きを避け、通行人の安全を確保するとともに、住戸、階段室、アプローチ、作業ヤード周辺についても清掃を心がけるよう、作業員を指導すること。

⑵ 戸締まりと施錠

現場代理人は、一日の作業を終えたときは、住戸内の電気、ガス、水道の元栓などの確認、窓や玄関の施錠の確認を確実に行うよう指導すること。

また、現場事務所、工事現場や資材置場の仮囲いの出入口の施錠についても確実に確認するよう指導すること。

⑶ 工事終了時の挨拶

工事が完了した時は、適宜、工事着手時に連絡した相手方に工事が完了したことを報告し、「ご迷惑をお掛けしました。ご理解ご協力ありがとうございました。」など、工事期間中の協力に対するお礼の挨拶をすること。

⑷ 工事周知文の撤去

工事着工時、工事中に掲示板に掲示した工事周知文は、確実に撤去すること。

⑸ 工事仮設物の撤去

工事に使用した仮設物（現場事務所・資材置場・仮設トイレ等）は、速やかに撤去すること。

また、現場代理人及び監督員は、現状復旧の状況を確認し、管理主任及び住宅管理センターに報告すること。

おわりに

以上、保全工事を施工するうえで留意すべき事項について細かく記載しましたが、保全工事は、多くのお客様が生活を営んでいる中で行うこととなりますので、「ルール」と「マナー」の遵守と細心の心くばりが必要となります。

安全で安心で、より快適な住環境を創出するため、保全工事の確実な実施にご協力をお願いします。

ほうれんそう（報告・連絡・相談）とオアシス（おはようございます。ありがとうございます。しつれいします。すみません。）を忘れずに！！

緊急時措置フロー

緊急時の措置としては、２次災害の防止、被災者の救出、関係者への連絡及び事故原因の究明であり、慌てることなく下図のフローにしたがって措置すること。

緊急時連絡体制

連絡先名称	電話番号	所在地
都市再生機構東日本賃貸住宅本部 関東地域住宅経営部 電気保全チーム		
都市再生機構東日本賃貸住宅本部 東日本工事事務所		
都市再生機構〇〇住宅管理(すまい)センター		
工事監理　(株)〇〇設計事務所		
〇〇建設(株)　〇〇本社(支社)		
同上　〇〇支社(事務所)		
所轄労働基準監督署		
所轄警察署		
所轄消防署		
〇〇電力(株)　〇〇営業所		
電話会社〇〇営業所		
〇〇水道局〇〇営業所		
〇〇ガス(株)　〇〇支社		
救急指定病院　〇〇病院		

緊急時連絡体制網